

～このお知らせは、令和9年度に小学校にお子さんが入学予定の御家庭に送付しています～

八王子市教育委員会

令和8年度就学援助費新入学準備金の申請について

市では、令和9年度にお子さんが小学校へ入学するにあたり、経済的に困りの保護者の方に小学校入学にかかる学用品等の購入費用を援助します。援助を希望される方は、下記の内容を御覧のうえ申請してください。申請の際に御不明な点がありましたら、教育指導課までお問い合わせください。

1 援助の対象となる方

以下のすべてに該当する方が、援助の対象となります。

- (1) 令和9年2月1日時点で八王子市内に居住している方
- (2) 昨年(令和7年分)の世帯全員の所得金額の合計が基準額以下の方(所得基準額例は裏面に記載)
- (3) 期限内に同封の申請書を提出された方

※生活保護を利用中の方は、福祉事務所から同様の費用が支給されるため、この制度は支給対象外となります。

2 申請手続から結果通知までの流れ

(1) 同封された申請書を記入 記入例をよく参照していただき、申請書を記入してください。

(2) 必要書類の準備 下記に該当する方は下表の書類を申請書に添付してください。

世帯状況	添付書類(コピーを提出)
賃貸住宅にお住まいの方	最新の賃貸契約書 (住所・借主・貸主・賃貸期間・家賃額が記載されているもの) ※借主は申請者もしくは生計を同じくする者に限る。 ※市営住宅の方は「収入認定通知書」、都営住宅の方は「使用料決定通知書」のコピーを提出 ※書類提出がない場合は、持ち家として審査します。
国民年金保険料の減免を受けている方	国民年金保険料免除申請承認通知書(年金事務所で発行) (減免対象者の氏名・令和9年2月1日時点で減免を受けていることが確認できるもの)
令和8年1月2日以降に八王子市に転入された方	令和8年度課税(非課税)証明書
別居中の家族が市外に居住している場合	※令和8年1月1日現在にお住まいの区市町村で発行可能
主たる所得者の入院や失業等で経済的に困難な方	休職証明書や離職票等

(3) 申請書及び添付書類の提出

●提出先

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号 市役所本庁舎7階

八王子市教育委員会 学校教育部 教育指導課 学事担当

※お子さんが入学予定の学校では御提出いただけません。必ず、上記提出先に持参もしくは郵送いただくようお願いいたします。

(令和8年7月より「学務課」から「教育指導課」へ 課名が変更となりました。)

●提出期限

令和8年12月28日(月) (期限厳守 消印有効)

申請書は世帯で1枚提出してください。(小学校に入学されるお子さんが2人以上の場合でも1枚で可)

(4) 教育指導課にて審査

- ① 審査をするにあたり必要な世帯状況及び所得状況等を調査します。
- ② 審査に必要な書類が不足している場合は、必要に応じて書類の提出を求めます。
- ③ 市都民税等の未申告の方で、申告手続き及び必要書類の提出がない場合は「不支給」となります。

(5) 結果通知 審査結果は、令和9年2月下旬ごろに申請者あてに通知する予定です。

内容	審査結果
令和7年分の世帯全員の所得金額の合計が教育委員会で定める基準額以下の方	支給
令和7年分の世帯全員の所得金額の合計が教育委員会で定める基準額を超える方、または課税証明等の必要書類の提出がない方	不支給

3 世帯の所得基準額（所得の限度額）の参考例【令和8年度の場合】

家族構成	住宅の形態 持ち家の場合	賃貸住宅の場合		
		家賃3万円	家賃5万円	家賃7万円
親 35歳・33歳 子 6歳	2,437,180円	2,797,180円	3,037,180円	3,274,780円
親 35歳・33歳 子 9歳・6歳	2,979,990円	3,339,990円	3,579,990円	3,817,590円
親 35歳・33歳 子 9歳・6歳・1歳	3,230,740円	3,590,740円	3,830,740円	4,068,340円

- 注) 1 所得とは、給与所得の場合は給与所得控除後の額を、事業所得の場合は必要経費差引後の額をいいます。
2 上記については、あくまでも例として掲載しています。この家族構成に限るものではありません。世帯員数が同じでも、家族構成や年齢、家賃が異なると基準額は異なります。基準額の詳細については、下記までお問い合わせください。
3 上記は「令和8年度就学援助費新入学準備金」支給にあたっての基準額になるため、「令和9年度就学援助制度」では基準額が異なります。

4 援助の内容

入学準備金として64,300円を令和9年3月1日(予定)に支給します。

※ 新入学準備金の支給を受けた後、市外に転出した場合、返還は求めませんが、
新入学準備金の入学前支給を行った旨を、転出先自治体へ通知いたします。

5 「令和9年度就学援助制度」について

今回の「新入学準備金」の支給とは別に、御入学後に学用品費等が援助される「令和9年度就学援助制度」を実施予定です。今回の「新入学準備金」の支給を受けた場合でも、入学後に別で申請が必要になりますので、御注意ください。

今回、不支給となった方でも、「令和9年度就学援助制度」で「準要保護」の認定を令和9年5月1日時点で受けた場合には、「新入学学用品費」として同様の費用が支給される可能性があります。反対に、今回の「新入学準備金」の支給を受けた方は、認定を受けた場合でも、「新入学学用品費」は支給対象外となります。

6 その他

- (1) 提出前にもう一度、記入内容及び添付書類を御確認ください。
- (2) 申請等にあたって御不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。



← 制度概要はこちら
(多言語版の案内あり)

(問い合わせ及び提出先)
八王子市教育委員会
学校教育部 教育指導課 学事担当
八王子市元本郷町三丁目24番1号
電話 042-620-7339 FAX 042-627-8811